

建築・開発等相談先一覧

項目		内容	亀山市担当部署	県／国等担当部署
建築確認申請		亀山市内での建築物、工作物を建築する際には、建築確認申請が必要です。 なお、建築物の規模、用途により審査機関が異なります。 ※亀山市が所管する建築物、工作物は右記のものに限ります。	建築開発グループ（建築担当） 0595-84-5088 （建築物） 都市計画区域内 ○木造 ・地階を除く階数が2以下 ・延べ面積300㎡以下 ・高さ16m以下 ○木造以外 ・平屋 ・延べ面積200㎡以下 都市計画区域外 ○木造 ・地階を除く階数が2以下 ・延べ面積300㎡以下 ・高さ16m以下 ・平屋かつ延べ面積200㎡以下のものを除く ※許可案件は除く ※特殊建築物で200㎡超は除く	四日市建設事務所 建築開発室 059-352-0684 ※左記以外の建築物、工作物
中間検査・完了検査		予め、検査日時を調整の上、確認処分を受けた機関に直接、申請書を提出願います。	（工作物） 煙突(6mを超え10m以下) 広告塔(4mを超え10m以下) 擁壁(2mを超え3m以下)	
建築計画概要書等の閲覧		建築物の規模、用途により閲覧場所が異なります。（右記参照）	※上記以外の建築物の敷地内に築造するものを除く	
消防との協議		建築物にかかる許可又は確認に関する消防長の同意に関すること。	消防本部予防グループ（消防庁舎） 0595-82-9492	—
道路等	建築基準法上の道路判断、相談	建築基準法上の道路種別は右記で確認願います。	建築開発グループ（建築担当） 0595-84-5088	—
	狭あい道路事業	2項道路、建築基準法第43条第2項第2号許可空地でセットバックを要する場合、事前に道路中心を決定する必要がありますので、境界立会いの申請を行って下さい。	管理グループ 0595-84-5102	—
	市道	右記窓口のほか、HPでもご確認いただけます。		
	赤道	赤道に関する相談、払下げ等		
	官民境界	敷地が赤道、青道・官有地に接する場合、事前に境界を決める立会いの手続きを行って下さい。		
	道路加工・占用	建築物の敷地への乗入れや側溝への排水のために道路を加工、占用する場合は道路加工承認等の手続きを行って下さい。		
	青道、用悪水路、井溝など	占用、加工等に関する相談	管理グループ 0595-84-5102 下水道工務グループ（関支所） 0595-97-0627 農林施設グループ 0595-84-5082	
	県道（県管理の国道を含む。）	道路幅員、県道への乗入れ、加工等	—	鈴鹿建設事務所 総務・管理室 059-382-8683
国道		道路幅員、国道への乗入れ、加工等	—	中部地方整備局 三重河川国道事務所 059-345-2516

建築・開発等相談先一覧

項目	内容	亀山市担当部署	県／国等担当部署
道路等	農道	農林施設グループ 0595-84-5082	—
	都市計画道路、都市計画施設	都市計画グループ 0595-84-5046	—
	都市計画道路、都市計画施設	—	四日市建設事務所 建築開発室 059-352-0684
	位置指定道路	建築開発グループ（建築担当） 0595-84-5088	—
	建築基準法第43条第2項第1号認定及び第2号許可	建築開発グループ（建築担当） 0595-84-5088 ※亀山市は認定業務のみ	四日市建設事務所 建築開発室 059-352-0684
	河川法	河川流域グループ 0595-84-5079	中部地方整備局 三重河川国道事務所 059-345-2516 鈴鹿建設事務所 総務・管理室 059-382-8683
土地等	登記、公図	—	津地方法務局 059-228-4191
	都市計画	都市計画グループ 0595-84-5046	—
	農地転用	農林政策グループ 0595-84-5068	—
	砂防法	道路整備グループ 0595-84-5042	鈴鹿建設事務所 総務・管理室 059-382-8683
	急傾斜地崩壊危険区域	道路整備グループ 0595-84-5042	
	土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域	防災安全グループ 0595-84-5035	鈴鹿建設事務所 総務・管理室 059-382-8683
		建築開発グループ（建築担当） 0595-84-5088	四日市建設事務所 建築開発室 059-352-0684
	宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域	—	四日市建設事務所 建築開発室 059-352-0684
	三重県建築基準条例第6条（かけ条例）	建築開発グループ（建築担当） 0595-84-5088 ※亀山市が所管する建築物に限る	四日市建設事務所 建築開発室 059-352-0684
	文化財保護法	埋蔵文化財包蔵地に建築物を建築する場合の手続きに関する事。こと。	まちなみ文化財グループ（関支所） 0595-96-1218
	伝統的建造物群保存地区（伝建地区）	伝建地区の範囲：都市計画グループ 0595-84-5046 手続き等事前相談：まちなみ文化財グループ（関支所） 0595-96-1218	—

建築・開発等相談先一覧

項目		内容	亀山市担当部署	県／国等担当部署
土地等	国土利用計画法	一定面積（都市計画区域内5,000㎡、都市計画区域外10,000㎡）以上の土地取引にかかる届出に関すること。 ※契約日を含め14日以内に	建築開発グループ（開発担当） 0595-84-5088	三重県地域連携部 水資源・地域プロジェクト課 水資源・土地利用班 059-224-2010
	公有地の拡大の推進に関する法律（公拡法）	都市計画施設等に関わる土地の取引にかかる届出に関すること。	用地グループ 0595-84-5045	三重県県土整備部 公共用地課 審査調整班 059-224-2661
	自然公園法	鈴鹿国定公園内で建築等を行う場合の手続きに関すること。 ※関町富士ハイツで建築行為を行う場合、許可判断基準に基づいた許可申請が必要。（建ぺい率60%、容積率100%以下など）	－	四日市農林事務所 森林林業室 林業振興課 059-352-0655
	土壤汚染対策法	土壤汚染対策法による3,000㎡以上の土地の形質の変更を行う場合の届出に関すること。 ※着手日の30日前までに	－	鈴鹿地域防災総合事務所 環境室 059-382-8675
	三重県自然環境保全条例	自然環境保全条例による1haを超える自然地（樹林地、農地、湿地、湖沼等）が含まれた開発行為の届出に関すること。 ※着手日の30日前までに	－	四日市農林事務所 森林林業室 059-352-0653
	森林法	森林（地域森林計画の対象となっている民有林）の開発面積が1haを超える土地の形質の変更を行う場合の許可の手續きに関すること。	農林政策グループ 0595-84-5068 ※許可は三重県	三重県農林水産部 治山林道課 059-224-2573
		森林（地域森林計画の対象となっている民有林）の伐採及び伐採後の造林届出の手續きに関すること。	農林政策グループ 0595-84-5068	－
三重県土採取規制条例	土の採取（切土、床掘その他土地の掘削）にかかる認可に関すること。	－	鈴鹿建設事務所 総務管理室 059-382-8683	
開発行為等	都市計画法（29条）	建築物の建築又は特定工作物の建設を目的とする1,000㎡以上の土地の区画形質の変更にかかる手續きに関すること。	建築開発グループ（開発担当） 0595-84-5088 ※許可は三重県	（開発区域の面積が1ha以上の場合） 三重県県土整備部 建築開発課 開発審査班 059-224-3087
	三重県宅地開発事業の基準に関する条例 ※R7.5.26廃止予定	都市計画区域外において、建築物の建築を目的とする3,000㎡以上1ha未満の土地の区画形質の変更にかかる手續きに関すること。（1ha以上は都市計画法の開発許可が必要）	建築開発グループ（開発担当） 0595-84-5088 ※確認は三重県	（開発区域の面積が1ha未満の場合） 四日市建設事務所 建築開発室 059-352-0684
	亀山市環境保全条例（亀山市開発行為等審査要綱）	環境保全条例にかかる届出等の手續きに関すること。 （届出が必要な開発行為等） ・1,000㎡以上の土地の区画形質の変更 ・延べ面積が500㎡を超える建築物の建築 ・5,000㎡以上の山林の伐採 ・1,000㎡以上の土石、砂利等の採取 ・産業廃棄物処理施設の建設 ・市長が特に環境保全上必要と認める行為	建築開発グループ（開発担当） 0595-84-5088	－

建築・開発等相談先一覧

項目		内容	亀山市担当部署	県／国等担当部署
景観法	亀山市景観条例	景観条例にかかる届出等の手続きに関する こと。 (一般地区) ・建築物：高さ10m又は建築面積500 ㎡を超えるもの ・開発：土地の面積3,000㎡を超える もの (景観形成推進地区) ・建築物：全て ・開発：土地の面積1,000㎡を超える もの ※着手日の30日前までに	都市計画グループ 0595-84-5046	—
工場立地	工場立地法	一定規模以上の製造業、電気・ガス・熱 供給業にかかる工場又は事業場を新設す る場合にかかる手続きに関する こと。 ※連続した敷地面積の合計9,000㎡以 上、又は建築面積の合計3,000㎡以上 ※着手日の90日前までに	商工業振興グループ 0595-84-5049	—
大規模店 舗等	大規模小売店舗 立地法	店舗面積1,000㎡を超える店舗を新設 する場合等にかかる手続きに関する こと。	—	三重県雇用経済部 中小企業・サービス産 業振興課 中小企業・サービス産 業振興班 059-224-2534
改修解体 等	耐震化補助事業	昭和56年5月以前に建築された住宅の 耐震診断、耐震補強等に対する補助金の 申請等に関する こと。	住まい推進グループ 0595-84-5038	—
	耐震改修促進法	耐促法による認定に関する こと	建築開発グループ（建築担当） 0595-84-5088 ※亀山市が所管する建築物に限り ます。	四日市建設事務所 建築開発室 059-352-0684
	在宅重度知的障 がい者等住宅改 修工事補助金	在宅重度知的障がい者等に対応するた めの住宅改修に対する補助金の申請等 に関する こと。	高齢者支援グループ 0595-84-3312	—
	建設リサイクル 法（解体等にか かる届出等）	建築物の解体：80㎡以上 ※着手日の7日前までに（以下同じ） 建築物の新築・増築：500㎡以上 建築物の修繕・模様替：1億円以上	建築開発グループ（建築担当） 0595-84-5088 ※亀山市が所管する建築物に限り ます。	四日市建設事務所 建築開発室 059-352-0684
		その他の工作物に関する工事：500万 円以上	—	鈴鹿建設事務所 事業推進室 059-382-8686
給排水等	上水道	給水工事を行う場合の手続き、指定工 事業者等に関する こと。	上水道工務グループ（関支所） 0595-97-0622	—
	下水道	公共下水道、農業集落排水への接続工 事を行う場合の手続き、指定工事業 者等に関する こと。	下水道工務グループ（関支所） 0595-97-0627	—
	浄化槽	補助金に関する こと。	下水道管理グループ（関支所） 0595-97-0628	—
		設置届に関する こと。	下水道管理グループ（関支所） 0595-97-0628	鈴鹿地域防災総合事務 所 環境室 059-382-8675
		法定検査に関する こと。 ※排水先については、各排水先の管 理者、水利権者等と協議の上、支障の ないよう接続してください。	—	一般財団法人三重県水 質検査センター 059-213-0707

建築・開発等相談先一覧

項目	内容	亀山市担当部署	県／国等担当部署
地域	住居表示	下記の地区内で建築物を新築する場合、工事完成までに申請が必要です。 北鹿島町、南鹿島町、天神町、和賀町、小下町、上野町、高塚町、本町、東台町、北山町、北町、東町、江ヶ室町、中屋敷町、野村町、北野町、南野町、若山町	市民協働グループ 0595-84-5008
	自治会	建築物を新築する場合、騒音、振動、排水、日照、ゴミ処理、自治会加入等当該自治会との協議調整をお願いします。	
	ゴミ	家庭から出るゴミは、各自治会管理の集積所で収集を行なっています。建築物を新築される場合、事前に地区の自治会と協議して下さい。	廃棄物対策グループ（亀山市総合環境センター内） 0595-82-8081
その他	バリアフリー法	特定建築物の建築等及び維持保全計画の認定の手続きに関すること。	建築開発グループ（建築担当） 0595-84-5088 ※亀山市が所管する建築物に限ります。
	三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例	UD条例にかかる建築物の事前協議等の手続きに関すること。	建築開発グループ（建築担当） 0595-84-5088 ※協議書等の受付のみ
	建築物省エネ法	建築物省エネ法の手続きに関すること。	建築開発グループ（建築担当） 0595-84-5088 ※亀山市が所管する建築物に限ります。
	長期優良住宅	長期優良住宅の認定に関すること。	建築開発グループ（建築担当） 0595-84-5088 ※亀山市が所管する建築物に限ります。
	低炭素促進法	低炭素建築物の認定に関すること。	建築開発グループ（建築担当） 0595-84-5088 ※亀山市が所管する建築物に限ります。
	屋外広告物	屋外広告物の許可に関すること。	— 鈴鹿建設事務所 総務・管理室 059-382-8683
	亀山市立地適正化計画 ※ H29.10.1 より施行	亀山市立地適正化計画に伴う届出に関すること。 （居住誘導区域外） ・3戸以上の住宅目的の開発行為 ・3戸以上の住宅の新築 など （都市機能誘導区域外） ・1,000㎡以上の商業施設 ・小学校 など ※着手日の30日前かつ、開発行為の手続きまでに	都市計画グループ 0595-84-5046
	太陽光発電施設ガイドライン ※ H29.7.1 より施行	三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドラインの手続きに関すること。 ※出力50KW以上の太陽光発電施設を設置する場合、県及び市に「事業概要書」の提出が必要	環境創造グループ（亀山市総合環境センター内） 0595-96-8095
			三重県雇用経済部 ものづくり産業振興課 059-224-2393

建築・開発等相談先一覧

項目		内容	亀山市担当部署	県／国等担当部署
その他	三重県環境影響評価条例	環境アセスメントの手続きに関すること ※20ha（簡易アセスは10ha）以上の工業団地、住宅団地、太陽光発電 など	—	三重県環境生活部 地球温暖化対策課 059-224-2366
	三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例	土砂等の埋立て等の規制に関すること ※3,000㎡以上かつ高さが1 mを超える土砂等の埋立て等を行う場合には許可が必要 ※R7.5月以降は手続きについて確認が必要です	—	鈴鹿地域防災総合事務所 環境室 059-382-8675
	畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（畜舎建築特例法）	畜舎又は堆肥舎の建築について、畜舎建築利用計画を申請して都道府県知事の認定を受ける場合	—	三重県農林水産部 畜産課畜産振興班 059-224-2541